(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百八十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
呉市安浦町三津口一丁目四一四番一から同市安浦町三津口一丁目四三一番四まで	前	八・四〇～一七・五〇メートル	〇・〇五八キロメートル
	後	九・四〇～二三・五〇メートル	〇・〇五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○四国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月一日

その関係図面は、平成二十六年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	高知県吾川郡いの町字天神山六九九三番三地先から同町字砂森四一九五番七地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月一日

○九州地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月一日

その関係図面は、平成二十六年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	飯塚市下三緒字馬瀬三三番一から同市綱分字水洗一八四〇番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月一日

○九州地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	いちき串木野市照島五〇七八番一から同市別府四三七八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月一日

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職
国務大臣　石原　伸晃
経済産業大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　石原　伸晃
内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上八月二十八日）

法務省

次長検事　伊丹　俊彦
法制審議会委員に併任する（八月二十日）

外務省

（大臣官房総務課警備対策室長）
外務事務官　遠山　茂
在青島日本国総領事館総領事に転任させる
（大臣官房）同　岡田　健一
在上海日本国総領事館領事に転任させる（以上八月二十五日）

財務省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中　修
財務総合政策研究所長門間大吉外国出張不在中同所長事務代理を命ずる
（会計センター次長）同　古田　隆好
会計センター所長門間大吉外国出張不在中同所長事務代理を命ずる（以上八月二十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、トルコ国大統領レジェップ・タイップ・エルドアン閣下の大統領就任につき、八月二十八日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号に基づく指定保安検査機関を次のとおり指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第一項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年九月一日

関東東北産業保安監督部長　沖嶌　弘芳

一　名称　株式会社サンプラント
二　住所　埼玉県上尾市二ツ宮九百五十八番地一
三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　株式会社サンプラント　埼玉県上尾市二ツ宮九百五十八番地一
四　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設（移動式製造設備を除く。ガスの種類は、ブタン、プロパン、プロピレン、酸素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、空気、メタン、フルオロカーボンに限る。常用の圧力は、33.3ＭＰａまでとする。常用の温度は、２００℃までとする。）の保安検査　専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（当該高圧ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る特定施設の保安検査
五　指定する地域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
六　指定年月日　平成二十六年九月一日

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年９月１日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年９月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

改正された日本工業規格　　T 0806－2
ヘルスケア製品の滅菌－放射線－第２部：滅菌線量の確立　　T 6126
歯科鋳造用金合金用プラスメタル

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器・再生医療等製品審査管理室においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年９月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年９月１日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

記

1．制定された日本工業規格
医用電気機器－第２－55部：呼吸ガスモニタの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項　　T 80601－2－55